

佐伯市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例（解説）

【制定の背景】

インターネットの普及により、誰もがあらゆる場所で世界とつながり、様々な情報を瞬時に入手することが可能になった一方、匿名性や不特定多数など、その特性に由来する誤った情報や嫌がらせによる風評被害、他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシー侵害等が安易に行われ、いじめの温床となる等の問題が深刻化しています。また、インターネット上に発信された情報は、その拡散の容易さから、たとえその情報が消去されたとしても、完全に消去することは難しいという特性があるなど深刻な社会問題となっています。

上記のような状況を背景に、令和4年には侮辱罪の厳罰化が、令和7年にはいわゆる改正情報流通プラットフォーム対処法（以下「情プラ法」といいます。）がそれぞれ施行され、インターネット上の権利侵害に対する法制度が整備されています。

本市では、令和6年12月に人権に関する市民アンケートを、令和7年9月には市内の中学生と高校生を対象としたアンケートを実施しました。アンケート結果では、インターネットの誹謗中傷に関する市民の関心が高いこと、また、中学生・高校生のアンケート回答者の1割程度が実際にインターネット上で誹謗中傷を受けたことがあるという実態が分かりました。

このような社会問題やアンケート結果を受け、インターネットリテラシーの啓発活動を促進し、相談支援体制を整備することで、誹謗中傷等による人権侵害のない佐伯市を目指すため、この条例を制定するに至りました。

条例の名称についてですが、あらゆる差別を撤廃する人権擁護を目的とした「佐伯市人権尊重のまちづくり条例」とは異なり、インターネット上での誹謗中傷等による人権侵害を防止する旨を明確にするため、「佐伯市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」としました。

（目的）

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を防止し、市民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、市の責務並びに市民及び議会の役割を明らかにするとともに、これらの施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

インターネット上の誹謗中傷等から市民を守ることは、市民の安全と福祉を確保するために不可欠な市の役割です。また、インターネット上の誹謗中傷等については、市民の誰もが被害者や加害者といった当事者になる可能性があります。そのため、市の責務並びに市民及び議会の役割を明確にし、施策の基本事項を定めることで、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止を図ることを目的としています。

この条例では、市民の方の権利を制限したり、市民の方に義務を課すものではありません。規制ではなく、啓発活動や相談支援体制を充実させることで、この条例の目的を達成することを目指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動等による他人の権利を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- (2) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- (3) 行為者 誹謗中傷等を行った者をいう。
- (4) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

この条例の中で用いる用語の定義を行い、次条以下の用語の解釈の統一を図るものです。

1 誹謗中傷等

インターネット上において、

- (1) 誹謗中傷やプライバシーの侵害、不当な差別的言動等により他人の権利を侵害する情報
- (2) 上記(1)に該当する可能性のある情報
- (3) 上記(1)には該当しないが心理的、身体的又は経済的な負担を著しく強いる情報

これらの情報を自ら発信することをいいます。また、自らが発信しなくても、他人が発信した侵害情報を拡散する行為も誹謗中傷等の中に含まれます。

「誹謗中傷」とは、根拠のない悪口を言い相手を傷つけることをいいます。

「プライバシーの侵害」とは、個人に関わる情報について、同意のないまま収集・公表されないこと、取得した目的以外に使用されない権利が侵害されることをいいます。

「不当な差別的言動」とは、特定の属性や特性がある人に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的などで、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は著しく侮蔑するなどの言動をいいます。

2 被害者

誹謗中傷等によって平穏な日常生活や経済活動等を害された人のことをいいます。また、「日常生活又は経済活動等」の「等」には、日常生活や経済活動といった社会生活を営む上での幅広い活動が含まれます。

日常生活又は経済活動等が害された場合には、主に以下のことが挙げられます。

- ア 精神的なストレス
- イ 社会的信用の失墜
- ウ 職業上の不利益
- エ 教育環境への悪影響
- オ 住環境や地域社会への悪影響

3 行為者

誹謗中傷等を行った人をいいますが、この行為者には、実際に誹謗中傷等を行った人だけでなく、その行為をそそのかした人や、援助した人も含みます。

4 インターネットリテラシー

インターネットを正しく使いこなすことのできる能力をいいます。この能力を身に付けるためには、インターネットの利便性と危険性、これらは表裏一体であることから、そのどちらについてもバランスよく理解を深めるとともに、インターネット上のマナーを理解することが必要です。

(1) 「利便性」とは、主に以下のことが挙げられます。

- ア 情報収集の容易さ
- イ コミュニケーションの促進
- ウ ビジネスの効率化
- エ 学習・教育の充実
- オ 生活の便利さ

(2) 「危険性」とは、主に以下のことが挙げられます。

- ア 誹謗中傷や個人情報の流出
- イ 依存性
- ウ 詐欺の被害
- エ 誤情報の拡散
- オ サイバー犯罪

(3) 「インターネット上のマナー」とは、利用するプラットフォームの利用規約のほか、主に以下のことが挙げられます。

- ア 敬意を持った表現
- イ 個人情報の適切な管理
- ウ 誹謗中傷の禁止
- エ 適切な著作権の配慮
- オ 感情的な投稿を慎む

カ 他者の意見を尊重

(市の責務)

第3条 市は、被害者及び行為者を発生させないための施策を実施する責務を有する。

「市」とは、市長部局を含む、本市の全ての機関のことを指します。第1条の目的でも述べたとおり、インターネット上の誹謗中傷等から市民を守ることは、市民の安全と福祉を確保するために不可欠な市の役割です。市は、市民の誰もがインターネット上の誹謗中傷等の当事者になり得ることを十分に認識し、被害者や行為者を発生させないための施策を実施していきます。なお、主な施策の方針については、第7条で定めます。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが行為者になることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

市民自身が行為者にならないための市民の役割に関する努力義務を定めたものです。

1 「被害者が置かれている状況」とは、誹謗中傷等を受けた被害者がどのような精神的苦痛を受けているか、どのような社会的不利益を被っているかということを意味します。

誹謗中傷等を受けた被害者からしてみれば、たとえ誹謗中傷等の件数が1件であっても、見えない相手が複数存在しているように感じ、いつまで続くか分からない不安に常に苛まれ、精神的に追い詰められていきます。そして、最悪の場合、自ら命を絶つ場合もあります。また、事業を営んでいる場合は、風評被害に伴う業績の悪化や社会的信用の低下にとどまらず、誹謗中傷等に対応するために多大な費用を負担しなければなりません。

どんなに軽い気持ちであったとしても、誹謗中傷等を行うことは、上記のような被害者を発生させてしまうということを市民一人一人が理解することで、適正な情報の発信などインターネットを正しく活用することができる能力を取得し、ひいては誹謗中傷等による人権侵害を防ぐことにつながります。

2 「被害者の支援の必要性」とは、被害者の人権救済のためには、被害者に対し、適切な支援をする必要があることを意味します。

上記で述べたとおり、誹謗中傷等を受けた被害者は精神的に追い詰められていきますが、被害者が適切な支援を受けられていない可能性があります。そのため、支援の必要性を理解することで、周囲に誹謗中傷等を受けた人がいる場合、適切な支援を受けることを促すことができるといえます。

(議会の役割)

第5条 議会及び議員は、本条例の趣旨を理解し、市民の模範となる行動に努めるものとする。

議会及び議員が行う情報発信の影響、そして、この条例を推進していくに当たっては、市、議会及び議員との連携が不可欠であるとの考えから、市民の役割とは別に議会及び議員の役割を明記する規定を設けました。

(連携協力)

第6条 市は、第3条の施策を円滑に推進するため、国、県その他の関係機関と連携を図らなければならない。

この条例の目的を実現するには、市の取組だけにとどまらず、様々な機関と連携する必要があります。市では、総務省や法務省、大分県のほか、人権擁護に係る機関といった、それぞれの課題に応じて取組を進めている関係機関と連携協力を図ります。

(基本的施策)

第7条 市は、次に掲げる施策を継続的に実施するものとする。

- (1) 市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (2) 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談支援体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

この条では、インターネット上の誹謗中傷等を防止するための市の具体的施策を定めています。また、このような施策については、継続的に実施することが重要であるため、その旨を明記しています。

以下の具体的施策は、市民の方に対する啓発、被害者に対する支援がその主な内容となっています。

1 インターネットリテラシーの向上に資する施策

インターネットの使い方や感じ方は、年代や立場によって異なります。そのため、市民の年齢や立場に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、情報提供などを行います。内容については、誹謗中傷等を行った場合、情プラ法に基づく開示請求がなされ、名誉棄損罪や侮辱罪といった刑事上の責任、慰謝料請求といった民事上の責任を問われる可能性があること、どのような場合に誹謗中傷等に該当するのか、誹謗中傷等を受けた被害者がどのような状況に置かれるか、インターネットとの正しい向き合い方などに関することです。

2 相談支援体制の整備

誹謗中傷等の被害にあったときに、いざ相談しようと思っても、どこに相談すればよいか分からず、被害者が迷ってしまうといったことがないように、また、被害者が安心してインターネット上のトラブルや悩みを相談できるように、市の相談窓口の周知を広く行い、必要に応じて、弁護士や専門的知識を有する機関につなぐなど迅速な支援を行います。

3 第1条の目的を達成するために必要な施策

上記の施策のほか、インターネットの誹謗中傷等を防止するための必要な施策を講じる必要が生じたときは、柔軟に実施していきます。

(適用上の注意)

第8条 市は、この条例の規定の適用に当たっては、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮するものとする。

インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害は防止する必要がある一方で、表現の自由は、憲法で保障された極めて重要な権利です。これを不当に制限することがあってはならないことから、条例の規定を適用するに当たり、表現の自由にも配慮し、表現に対する萎縮効果が発生しないようにすることを明記したものです。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この条例に基づいて具体的な施策を実施していく中で、必要な事項が発生した場合に、市長がその内容を別に定めることを規定しています。その内容については、この条例の趣旨にのっとり定めるだけでなく、表現の自由に対する配慮も当然行われます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の施行日については、条例に規定する基本的施策を迅速に実行する必要があることから、公布の日（令和8年3月19日）とします。